

令和6年度
松浪地区市民集会
回答まとめ

令和6年9月14日(土)13:30~15:00

松浪コミュニティセンター

主催:松浪地区まちぢから協議会

令和6年度松浪地区市民集会

テーマ

「安全・安心なまちづくり」

1 みどりのまち

1-①	ミニ開発による緑の喪失、クラスター火災規模の増大(美住町自治会)
<p>・地区の現状：広い屋敷、農地・広場、空き地が売却され、そこに小規模住宅が建てられ、緑が失われている。これに伴いクラスター火災の規模が増大し、また近隣ではゴミ置き場が常にトラブルの元にもなっている。</p> <p>・市は、「みどりの基本計画」で、緑地の確保目標量と都市公園等の確保目標量を設定して取り組んでいる事になっているが、松浪・浜須賀地区の目標設定がないので、クラスター火災の規模が減少どころか増大している。</p> <p>・保存樹林の指定も相続などで土地が譲渡されると保存が脅かされる。</p> <p>意見</p> <p>○みどりの基本計画に、地区別の緑地確保量を設定して取り組むべき。</p> <p>○防災計画では、松浪・浜須賀地区のクラスター火災規模の減少施策と目標値を設定すべき。</p> <p>○保存樹林については、半永久的に保存する施策を実施すべき。</p>	

【回答】

○「みどりの基本計画に、地区別の緑地確保量を設定して取り組むべき。」への回答

「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」(以下、「みどりの基本計画」という。)における「緑地の確保量」につきましては、計画の進捗状況を確認する指標の一つとして定めたものであり、人々が身近にふれあうみどりや生きものが生息・生育するみどりを確保することを目指して指標として設定したものです。ここでいう緑地とは、都市公園等の施設として整備された施設緑地と特別緑地保全地区や保存樹林など制度に基づき設置された地域性緑地を指すものであり、個人住宅のみどり等については緑地の確保量の算入に含まれていないものとなっています。

また、地区ごとの緑地確保量の設定については、各地域における住宅等の建築状況や公園等の整備状況に違いがある中、その地域における適正な緑地の整備量の判断が難しいため、全市域を対象に目標量を設定しています。

なお、市南東部地域ではこの10年間において、出口町と浜竹4丁目において公園整備を実施し、緑地の確保に取り組んでいます。

○「保存樹林については、半永久的に保存する施策を実施すべき。」への回答

保存樹林の指定状況につきまして、2024(令和6)年4月1日時点において、25件3.2ヘクタールで、2018(平成30)年に比べ、8件約1.2ヘクタール減少しており、相続の発生が指定解除の主な要因となっています。保存樹林制度は、地域性緑地の一つとして、民有地におけるみどりの保全を図る施策の一つであり、指定面積に応じ一定の補助金を交付することで、指定期間である5年間については、当該みどりの保全に努めていただくものとなっています。

保存樹林制度については、市街化区域におけるみどりの保全において重要な施策であると認識しておりますが、民有地への指定であるため、所有者の財産権の制限との関係性が非常に難しいものであり、半永久的に保存樹林として指定する制度設計については、難しい課題であると考えます。

【都市部 景観みどり課 みどり担当 電話番号81-7182】

○「防災計画では、松浪・浜須賀地区のクラスター火災規模の減少施策と目標値を設定すべき。」への回答

延焼火災の減少目標値を設定するのは難しいことではありますが、各施策については自助・共助・公助がそれぞれの特性を活かしながら一体となって、取り組みを進めてまいります。

クラスター火災の発生防止につきましては、電気火災の発生を未然に防ぐために、感震ブレーカーの設置促進に対する補助制度を設けています。

また、初期消火のために、街頭消火器や移動式ホース格納箱の設置しており、地区の防災訓練や防災リーダー研修等で取り扱い訓練を実施し活動支援等を行っております。今後についても引き続き火災を発生させない取り組みを進めてまいります。

【くらし安心部 防災対策課 政策担当 電話番号81-7127】

1-② 公園をつくってください(早く) (浜竹一丁目自治会)

公園について、松浪地区には、公園のある地区と無い地区があります。少しづつは増えていると思いますが、まだない所も多くあると思います。浜竹の場合は3丁目と4丁目はありますが、1丁目と2丁目はありません。1丁目は軒数は700(約)ありますが、若い人達も多く、小さなお子さんもたくさんいます。是非作ってもらいたいのです。

○造る計画はありますか？

○予算はいくらぐらい取れるのか？

○予定としていつ頃なのか？何年頃？

○ある所と無い所では同じ税金を払っているのに、不公平ではないですか！

○我が家の周りでも、最近サラ地が4か所も出ました。何とか考えてください。

○地区全体で魅力ある街にしたいのです。それには公園はどうしても、必要だと思えます。

○特に最近の建売住宅は、せまい土地に3階建て樹一本植えられません。

少しでも、うるおいのある街になってほしいのです。広くて緑の多い土地も、みんな小さな建売になってしまいます。建築法も考えてほしいです。

住民としては道の駅より、公園の方が大事だと思います。

うるおいのある街なみ、みどりと花の街をめざして、市政も市民も力を合わせて作って行きたいと思えます。

どうか10年20年50年100年の計画を考えて下さい。

公園もない、緑もない、こまったものです。せめてと思い、我が家はささやかながら、頑張ります。長々と書きましたが、どうかよろしくお願い申し上げます。

【回答】

公園は、子どもたちの遊び場や地域の憩いの場であると同時に、災害時には一時避難場所としての機能も持ち合わせているため、公園確保の重要性を捉えつつ、地域の実情に合わせて、公園及び緑地の整備を行っております。

ご要望の当該地区は公園空白地となっており、当該地区に公園を整備する必要性は市としても非常に感じているところですが、新たに公園を設置するには、公園用地の取得や取得後の維持管理も含め、大きな財政負担が生じるとともに、地域の皆様や自治会の皆様のご理解、ご協力、また一定規模の用地の確保等が必要になるため、公園・広場の規模や配置及び機能や効果も総合的に整理した中で検討を進める必要があります。

引き続き、公園の永続性や整備方法、また隣接地権者との合意形成など課題はありますが、今後の公園整備に向け、総合的に整理し継続して検討を行ってまいります。

【建設部 公園緑地課 公園緑地担当 電話番号 81-7194】

2 安全なまち

2-①	クラスターを考慮した開発の規制について(美住町自治会)
<p>松浪地区は神奈川県でも有数の火災に弱いいわゆる「クラスター」であると承知しています。一方で近隣の土地の分譲が進む中で、元々1軒の家を複数の分譲住宅に開発するのが一般的であり、その際に隣接の建物とギリギリの間隔で建築が行われています。</p> <p>おそらく現行の建ぺい率などの基準をクリアした上で建築許可が行われていると思いますが、「クラスター」の点でいえば益々状況は悪化し一旦火災があれば極めて危険な状況が更に悪化しています。現状でも防火性能の向上や敷地面積規制が行われているようですが、小さな戸建ては益々増加しており、クラスターの解消を目指すなら行政の主導によるより抜本的な対策が必要と思います。</p> <p>このような状況を踏まえて新規の建築許可に当たって隣接の建物との間隔や空地の確保など「クラスター」対策に向けた規制の強化を図ることはできないでしょうか。地区住民の合意形成に基づく制度よりも強い規制の発動を望みます。</p> <p>実際の火災が起こってからでは遅すぎます。現行の対策だけではマスコミから行政の無策を責められることは間違いないと思います。</p>	

【回答】

既成住宅市街地において、火災延焼の範囲と速度を抑えられるように都市計画制度で誘導していくことは、重要であると認識しております。松浪地区においては、第一種低層住居専用地域における敷地面積の最低限度（100㎡）指定によって極端な敷地の細分化を抑止しているほか、全域における準防火地域の指定により、新築・増改築等の建築行為において徐々に火災延焼に強い市街地へと変化が進んでいると認識しています。このように、他地区の既成住宅市街地と同水準以上の面的な規制を都市計画に定めている状況です。

本市では転入超過が継続している状況ですので、ご意見のような住宅地の開発が都市計画法や建築基準法ほか関係法令に適合した中で行われております。開発・建築行為や土地利用転換にあたっては、所有者、居住者・生活者、事業者などの関係主体の立場によって、さまざまな関わりがありますので、規制強化を行うためには地域や土地所有者等の大多数からご理解が得られることが必要であると考えます。本市としましては、行政が主導して面的な規制強化を行うべきというご意見も踏まえながら、過度ではない適切な規制（建ぺい率や容積率、敷地面積の最低限度指定の強化、建築物の外壁の後退距離の指定等）の適用可能性を慎重に見定めてまいります。

合わせて、地区内の土地所有者等（土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者）が希望する地区内における規制強化を都市計画に位置付けることが可能な「地区計画制度」は、そもそも地区としての合意形成が完了している状況であり、対象区域が地区内に限定されるものの、効果の発現が期待できることから、その適用を促進してまいりたいと考えております。「地区計画」や類似する制度の詳細については、市民学び講座での制度紹介をはじめ、担当課窓口でもご案内しておりますので、必要に応じてお問い合わせください。

【都市部 都市計画課 計画担当 電話番号 82-7180】

2-②

県道 30 号線常磐町交差点のスクランブル化(汐見台自治会)

標記について、2011 年の汐見台小学校開校に合わせた歩道橋の設置に伴い、横断歩道の一部撤去、信号パターンの変更が行われて県道 30 号を横断して登校する児童の安全を最優先した配置となっておりますが、汐見台小学校の児童以外の多くは、歩道橋を使用することが少なく、自転車を含め、乱横断や信号無視が散見され、交差点内の安全が確保できているようには思えない状況となっております。

そんな状況から被害者、加害者を出してはならないと、以前より問題提起がされている交差点ですが、南側から北側にかけての青信号の時間を当初より 5 秒程度長くしたほいかは、目立った改良がないことから改めて、提案とさせていただきます。

提案内容は、歩道橋と併設して横断歩道の設置、県道の南側の信号機のない横断歩道に信号機の設置、以上を含めて、歩車分離のスクランブル化を推進し交差点とその周辺の交通安全を確保するものです。

悲惨な事故が起こる前に、交通ルールが遵守できる環境に向けて整備をお願い致します。現状の問題点、改善ポイントは別添参照

【回答】

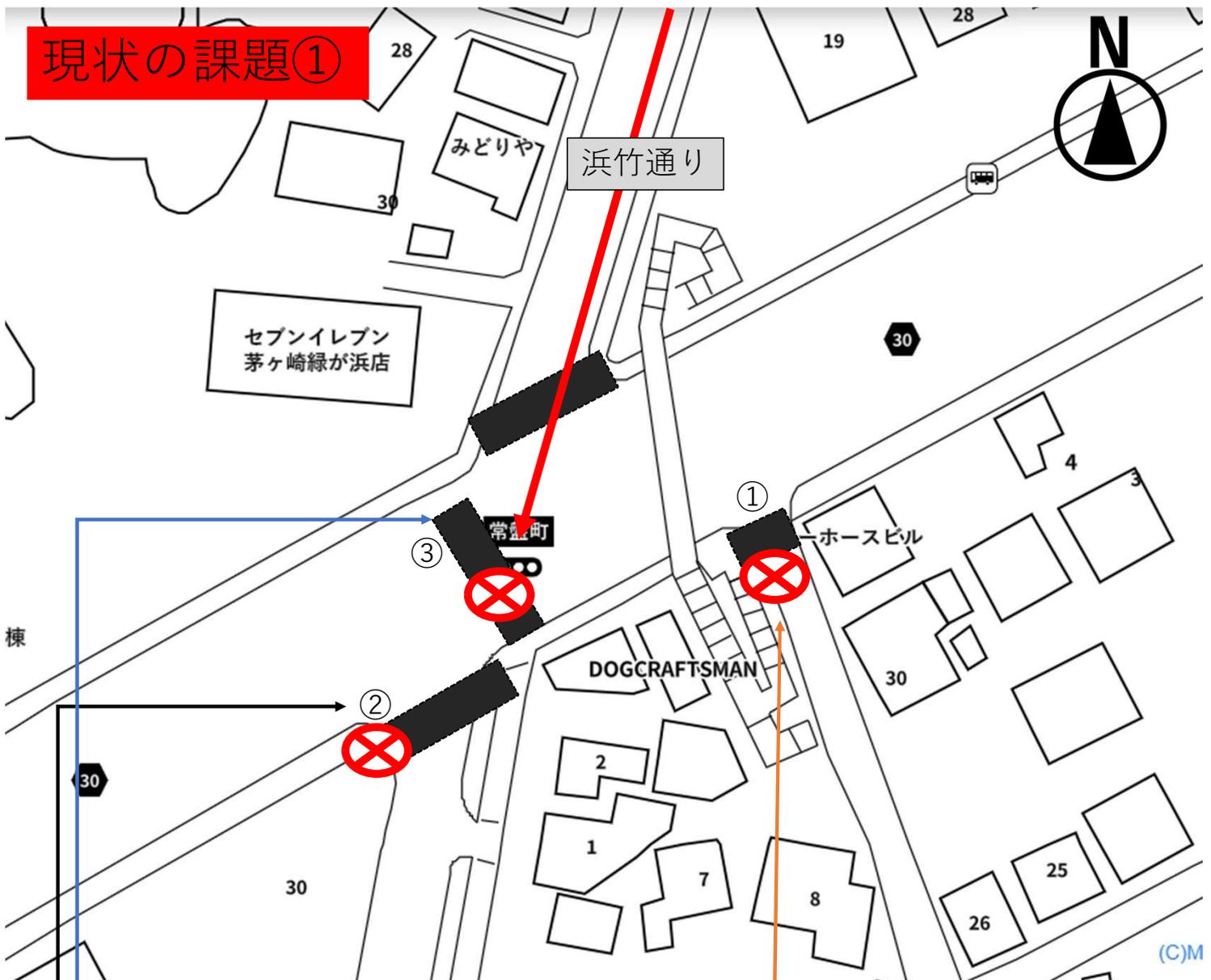
自転車を含め、乱横断や信号無視が目立つ問題箇所につきましては、警察にて集中的に取り締まりが行われており、今回御要望の箇所につきましても、まずは茅ヶ崎警察署に報告させていただきます。

当該歩道橋につきましては、学校開設に向けた準備過程の中で、保護者、地域、学校の代表者で組織された茅ヶ崎市立（仮称）緑が浜第二小学校学区協議会において、通学路の安全面について検討された結果、児童の安全を第一に考え歩道橋の設置要望が提出されたことにより、整備に至った経緯があります。

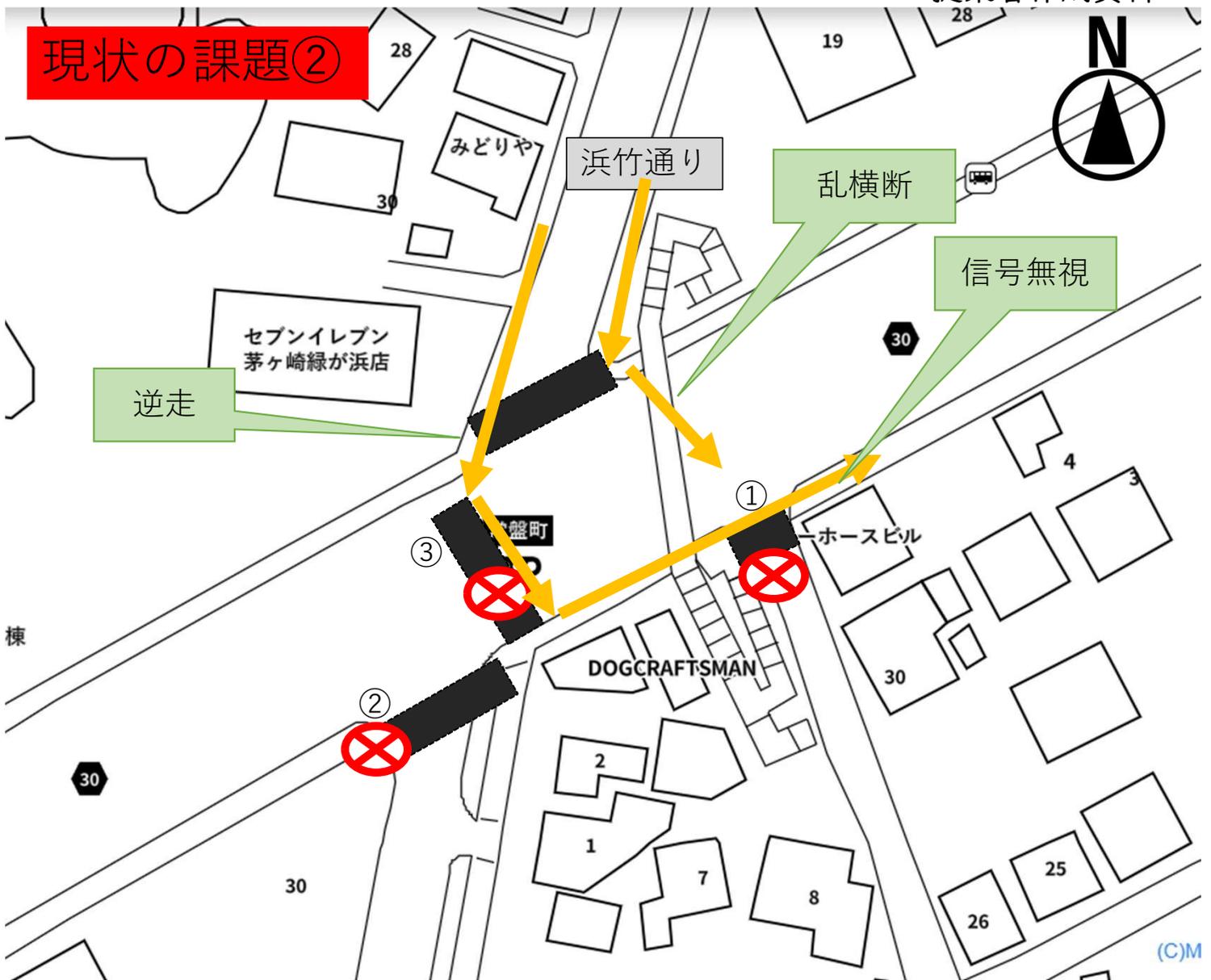
また、茅ヶ崎警察署からは、今回の箇所に限らず、歩道橋が設置されている交差点への横断歩道の重複設置は行わないとの見解が示されています。

なお、信号機の設置及び交差点のスクランブル化につきましては、茅ヶ崎警察署の管轄になりますが、御要望をいただきましたことを、改めて茅ヶ崎警察へ報告させていただきます。本件の対応の可否につきましては、管轄である茅ヶ崎警察署におきまして、法制面、要望箇所の周辺における交通環境等を踏まえ判断されることとなりますが、茅ヶ崎警察署と協議をしてみたいです。

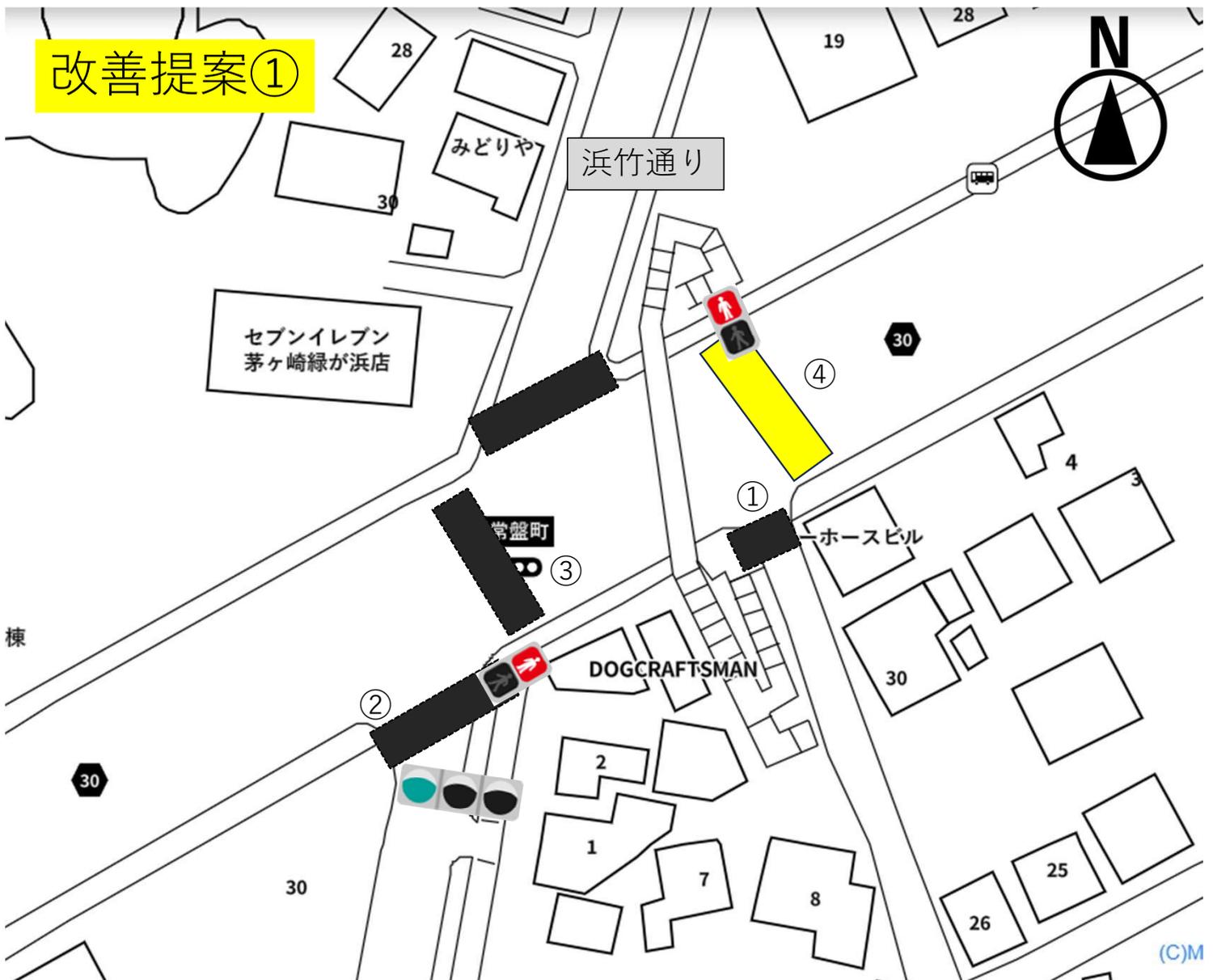
【くらし安心部 安全対策課 安全対策担当 電話番号81-7128】



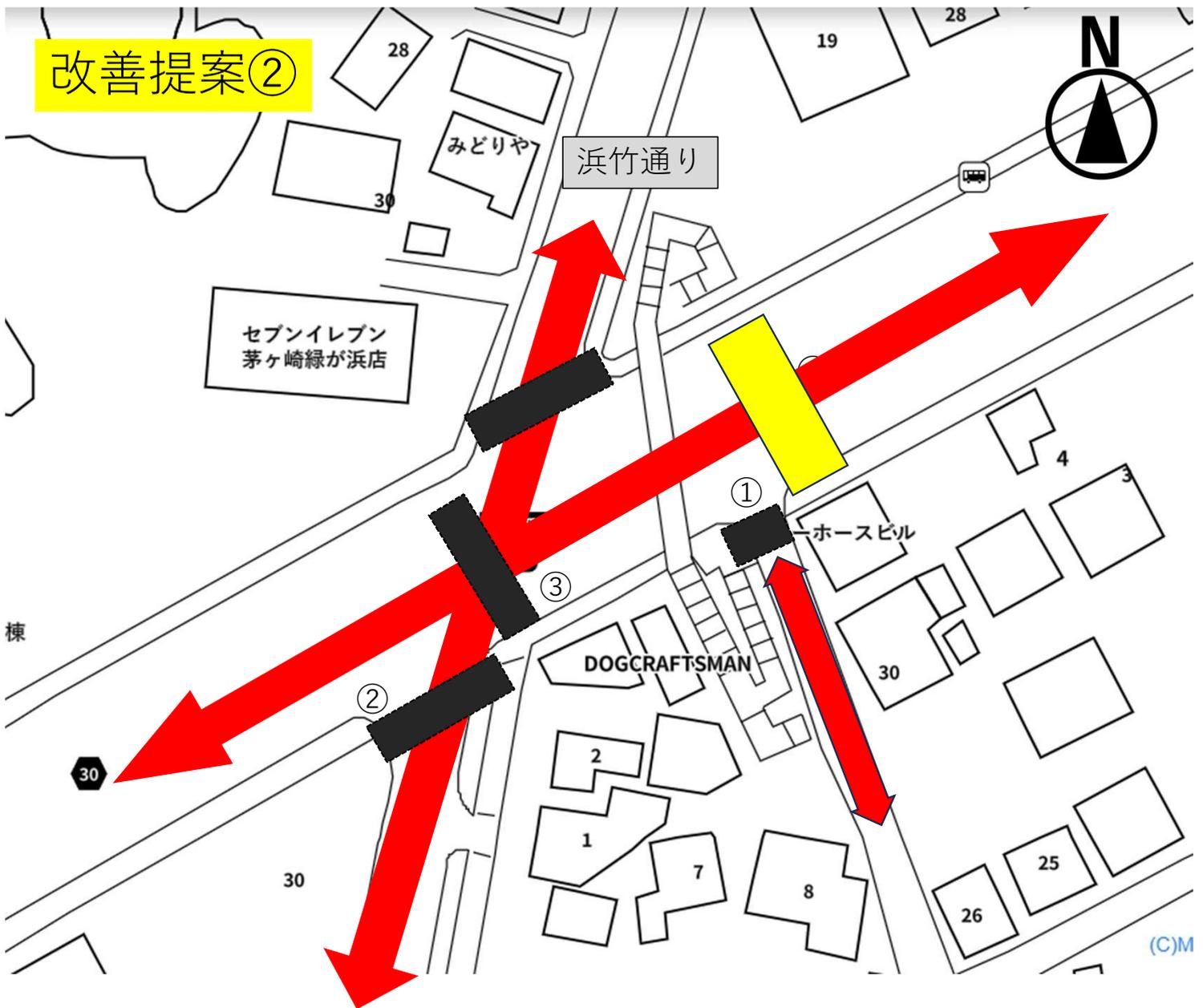
- ①歩行者信号があるが、道路幅が小さいこともあり、信号無視をする自転車や歩行者が散見される。
- ②信号で制御されていない唯一の箇所であり、壁が死角となっていて危険。
- ③交わりが直角ではないため、北側(図の上)からくる車が斜めに侵入しピラー等、車両構造上の特性からくる死角ができ、浜竹通りからの車が横断歩道を渡る自転車、歩行者と接触しそうな場面が散見される。



- その他、浜竹通りより南下してくる自転車が③の横断歩道を渡るために右側通行（逆走）することや、車と同様に歩道橋の下側を横断しており危険。



- ①の信号無視と④の乱横断を防止するため、横断歩道④（黄色い部分）の復活を求めます。
- 歩道橋との併設に課題があるかとは思いますが、汐見台小学校の児童は荒天時を除き歩道橋を渡るように教育されており、緑ヶ浜地区から登校する際は、浜竹通りの横断歩道を渡り歩道橋を使用して県道30号を横断しています。荒天時は横断歩道を渡っております。
- ②のかどに壁があり大きな死角となっていることからの飛び出しにより南側からくる車との接触が懸念されます。これを防ぐための、歩行者用、車両用信号の新設を希望します。



改善提案②

- 以上を踏まえて、当該交差点の歩車分離による交差点の安全向上を提案させていただきます。
- 具体的には赤い⇐のそれぞれ3パターンに加え横断歩道（黒と黄色）のみのパターンの合計4パターンで歩車分離化に変更。なお、県道30号と並走する横断歩道は、歩車分離時の青信号に加え車と同様青信号とする。

3 きれいなまち

3-①	(ごみ集積場所の)防犯カメラの充実について(美住町自治会)
<p>最近、ごみ集積場に本来対象外の者が前夜または早朝に遠方から車に乗って多くのごみを捨てに来るケースがあり、結果として本来の利用者が捨てようとしてもオーバーフローすることで迷惑をしています。</p> <p>このような行為を少しでも抑制するため、対象者(車)が特定できるよう集積場に防犯カメラを設置するための補助の制度をつくっていただけませんか。防犯カメラの充実は最近増加している不審者対策にも役立つと思います。</p>	

【回答】

ごみ集積場所に設置する防犯カメラについては、環境事業センターにおいて地域に貸出を行っております。貸出可能な数量や集積場所の状況によって設置可能な場所であるかなど、確認を要しますので、環境事業センター業務担当の担当職員へご相談いただければと存じます。

【環境部 環境事業センター 業務担当 電話番号 57-0200】

3-②	<p>開発行為で設置したゴミ集積所を資源物置き場として利用を (ひばりが丘自治会)</p>
<p>資源物置き場はどこも満杯の状況です。新しい置場の確保も非常に難しい状況です。当自治会内には開発で設定された置場の3箇所が資源物置場として利用されていません。他の置場は30~40世帯以上です、開発による個数は6~8程度ですが資源物置場として利用、その分が無くなれば既存の置き場は楽になりますので、検討を願います。開発地内の住民は他の地区から資源物の持ち込みを認めませんので24棟ルールは外してもらいたいと思っています。</p>	

【回答】

資源物集積場所については、現在24世帯に1か所という一定の基準を設けさせていただいておりますが、令和6年5月に策定いたしました「ごみ収集方式のあり方」の中でお示ししておりますとおり、集積場所設置基準については、必ずしも世帯数にとらわれず、地域の実情に合わせて柔軟な対応を行っているところです。お困りの際は、環境事業センター業務担当の地区担当職員に御相談くださるようお願い申し上げます。

【環境部 環境事業センター 業務担当 電話番号 57-0200】

3-③

ゴミ収集個別方式の取り組みについて(松浪二丁目自治会)

環境指導員地区会議等で説明があった戸別収集の取り組みについて下記の点について説明をお願いしたい。

戸別収集をすることにより、現在自治会で問題となっている項目については解決するが、収集費用(茅ヶ崎市が負担する費用)はかなりの額が増額となり、ゴミ袋が値上げとなり、住民の負担が増えると危惧しています。

質問事項

- 1) 現在、市が収集業者に支払っている費用は、各ゴミ(燃やせるゴミ、燃やせないごみ、資源ごみの壺・缶、ペットボトル、プラスチック、紙類、布類)ごとに金額を教えてください。
- 2) 市からの説明で、戸別収集をした場合の増額は、約5億円と聞いているが(間違っていたらすみません)、人件費、収集車の購入等明細を教えてください。昨今の人件費の増額は考慮しているのかについても教えてください。
- 3) 戸別収集のテストをするのであれば、是非資源ごみの収集も考えてください。
有料化に伴い資源ごみの排出量が増え、ゴミ置き場の問題で自治会として困っています。
壺・缶については、夜間又は早朝に出すため、騒音の苦情がある。
プラスチックゴミについては、分別が進み排出量が増えているため、従来の置き場では収用できないところもあります。又分別がされてなく、収集されないゴミも見受けられます。

【回答】

- (1) 令和5年度の収集委託業者への支払い費用については、以下のとおりです。
 - ・燃やせるごみ 109,120,000円
(市内の約1/4のエリアを収集しております。)
 - ・燃やせないごみについては、市職員にて市内全域収集していますので委託費用はありません。
 - ・資源物 471,754,800円
(びん、かん、ペットボトル、古紙類、プラスチック容器包装類、衣類・布類、廃食用油、金属類(指定8品目)を一活して委託しております。)
- (2) 令和6年5月に策定した「ごみ収集方式のあり方」の中では、「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」を対象として市内全域で戸別収集を実施した場合、約5億円の追加費用が必要となることとしております。その内訳でございますが、人件費が約4.3億円、車両関係経費が約7,000万円となっております。なお、戸別収集の実施費用につきましては、令和5年度当初に積算したものであり、直近の労務単価を踏まえたものではございません。

- (3) この度の戸別収集の実験事業につきましては、令和6年5月に策定した「ごみ収集方式のあり方」の中で、『ごみ減量化及びステーションを起因とする諸問題の解消が期待できる品目』を対象に実施することとしております。そのため、いただいたご提案につきましては、貴自治会をはじめとする松浪地区内に位置する集積場所が抱える課題の一つとして改めて認識させていただくとともに、今後の戸別収集の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

【環境部 環境事業センター 業務担当 電話番号57-0200】

【環境部 資源循環課 資源循環担当 電話番号81-7178】

4 その他

4-①	街路樹が車道に出ているから切っしてほしい(松浪一丁目自治会)
<p>・辻堂駅から松浪地区へのバス通りの街路樹が車道に出っばりすぎていて、自転車で走行中、腕に当たってケガをします。車道に出ている部分は切っほしい。</p>	

【回答】

日頃より市政へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

お問い合わせいただきました件につきましては、早急に現場を確認させていただき、剪定処理を実施させていただきました。

今後も引き続き、市でパトロールを実施しますが、今回同様街路樹において危険な箇所等を発見した場合は、大変お手数ですが公園緑地課までご一報いただけますと幸いです。

今後ともよろしく願いいたします。

【建設部 公園緑地課 公園緑地担当 電話番号 81-7194】

4-②	「自転車走行は左側」の案内表示を(松浪一丁目自治会)
<p>・藤沢市は「自転車走行は左側」と案内表示があります。茅ヶ崎市民の自転車の乗り方は悪いので表示で促してください。</p>	

【回答】

自転車の乗り方のルール・マナーにつきましては、幼児・小学生・中学生・高校生・一般を対象とした交通安全教室の実施や、広報ちがさきをはじめ SNS による情報発信、市内の市営自転車駐車場や自転車販売店等へのポスター掲示など様々な広報媒体を通じて周知啓発を実施しているところです。その中で「自転車は車道が原則、歩道は例外のみ通行可」、「車道は左側を通行」及び「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」などの点について周知しております。

また、令和6年5月24日には、道路交通法の一部改正が公布され、令和8年5月23日までは、自転車の右側通行や信号無視などに対する「反則金制度」が施行されることとなっており、現在、県警察本部において取り締まりの方法などについて検討されていると確認しております。

今後につきましては、自転車等に対する交通安全教室などのソフト対策に加え、路面表示などのハード対策について庁内関係課で検討を進めるとともに、引き続き、一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会や茅ヶ崎警察署など関係機関等と連携し、より一層周知徹底に取り組んでまいります。

【くらし安心部 安全対策課 安全対策担当 電話番号81-7128】

4-③	緑地整備について（出口町自治会）
2023年5月2日付にて「出口町1-25番地の緑地整備と公開のお願い」の要望を自治会（出口町、ひばりヶ丘）長で提出しています。7月21日付で市長より回答をいただき、検討しているとのことですが、その後の検討内容、方針についての報告を求めます。	

【回答】

当該地における土地利用に関しては、都市緑地法に基づく市民緑地や他の制度に基づく広場的な空間利用として利活用することを想定しており、関係各課において協議・調整を行う必要があります。当該地における整備、公開に向けた諸制度の法律上の整理や整備方針、維持管理の手法など、検討すべき事項が多岐にわたると考えております。そのため、令和8年度を初年度とする「茅ヶ崎市実施計画2030」の期間内における利活用の実現に向けて、検討を進めてまいります。

【都市部 景観みどり課 みどり担当 電話番号81-7182】

4-④

道路面浸水解消に向けて下水道整備の促進(浜竹四丁目自治会)

自宅前の市道は周辺の道路と比べ低いうえ、U字溝の排水が集中して流れる場所であるため、大雨が降ると雨水はわずかな時間で押し寄せてくる。

30数年前から市に対して対策を訴えてきたものの、何らの改善策や説明もなされず諦めていたが、数年前から自治会を通じて市へ積極的に動いていただき、出来得る限りの改善策の工事を行っていただいたこともあり、少しは安心していた。

しかし、各地で被害をもたらしている大雨は、想像がつかないほどの雨量だし、先般の6月28日(金)の断続的かつ集中的に降った雨では、やはり道路が浸水し、自宅の門の三和土を乗り越えそうな水量だった。

このため、長年浸水に悩まされている箇所については、歳月がかかっても下水道幹線整備計画を着実に実施し、本格的な整備を図っていただくようお願いしたい。

また、問題個所の対策は、個人の力では行政に対する限度があるため、引き続き自治会の支援や協力なども合わせて賜りたい。

【回答】

浜竹4-4地区における道路冠水の根本的な解消のためには、市道1450号線(松浪コミュニティセンター前の東西路線)から当該地区までおよそ460mの雨水枝線の整備が必要となり、整備には膨大な時間と費用を要することが想定されます。

そのため、比較的早期に効果を発現する対策として、暫定雨水管の整備と、道路表面の雨水を効率的に集水するとともに、既存道路側溝の雨水を暫定雨水管へ接続する横断側溝の整備を実施しています。

具体的には、令和2年度から3年度にかけて、市道1462号線における暫定雨水管と横断側溝の整備を実施するとともに、令和5年度においては、市道1463号線(市道1462号線より一つ西側の市道)について、暫定雨水管の整備を実施、令和6年度9月下旬には、横断側溝の整備を予定しています。

また、令和6年度より道路冠水の解消に向けた効果的、効率的な対策方法の検討に着手しております。

引き続き暫定雨水管の整備効果を確認するとともに、道路冠水の解消に向けた効果的、効率的な対策方法の検討を進めてまいります。市内全域には大雨時に浸水が発生している地域が多数分散しているため、市内における優先度を考慮しながら、当該地の道路冠水の解消に向けた整備に取り組んでまいります。

なお、近年の気候変動に伴う降雨量の増加や短時間強雨につきましては、計画降雨に対応した下水道を整備した場合でも冠水を防ぐことが難しい場合がありますので、引き続き自助による対応をお願いいたします。

【下水道河川部 下水道河川建設課 計画担当 電話番号 81-7205】

【下水道河川部 下水道河川管理課 河川水路担当 電話番号 81-7208】

【建設部 道路管理課 補修担当 電話番号 81-7192】

4-⑤

老人の一人暮らしの対応について(美住町自治会)

2030年に老人の方の人口が334万人に達するであろう予測があります。その老人者の3人に1人は一人暮らしを余儀なくされる事が予測されています。

美住町でも昨年60代男性の一人暮らしの方が自宅でお亡くなりになり、娘さんに発見されるまで数ヶ月かかった事案がありました。近所の方もまったくきずかなかったとの事でした。「自助」「近助」の大切さを先日の防災備蓄講座で学んだところであります。

又、東京都稲毛市ではヤマト運輸と提携して「見守りネットワーク」を計画しているとの報道がありました。老人の一人暮らしの自宅に、トイレの照明が一週間付けばなしの場合、又は逆にトイレの照明が一週間使用されていない場合、ヤマト運輸の担当が見守りに訪問するネットワークとの報道でした。非常に難しい問題を絡んでいます、でも間違いなく高齢者の人口は増加傾向にあります、

美住町でも現在、民生児童委員の3人の方が一生懸命頑張っていていただいております、しかし定員一名欠員の状態です、民生児童委員の方の頑張りでも解決出来る問題ではありません。

国、地方自治体、自治会を含めた地域団体が如何に連携して進めていくかが重要です。「向こう3軒両隣」、近所の日頃付き合いが如何に大事であり、何か事が起きた時お互いに助け合う間柄になりたいものです。

この様な、地域の安全・安心に貢献していただける方々を一人でも多く選出しなければなりません。

【回答】

本市の高齢者人口は、令和6年8月1日現在で6万6千256人であり、総人口の約26.8%を占めております。また、令和4年度に実施した第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画介護保険事業計画に関する調査では、65歳以上の方がいる世帯のうち、単独世帯の割合が約16.2パーセントとなっております。高齢になっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるように、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの実現が求められていると認識しております。

本市では茅ヶ崎市内の郵便局と包括連携に関する協定を締結し、一人暮らし高齢者や認知症高齢者などで異変を発見した場合は連絡を受ける流れを構築して、関係機関等と連携協力して迅速に対応しております。

また、市内13ヶ所の地域包括支援センターでは、介護状態に至っていない方の相談も受け止め、必要に応じて民生委員児童委員等と連携協力して対応するとともに、多様な主体の参画を促して地域ケア会議を開催することにより、地域の現状等を総合的に捉えて解決すべき地域課題を明確し、地域のネットワークの構築に努めております。具体的に松浪地区の地域ケア会議では、令和5年度にコンビニエンスストアやスーパーのスタッフも参加して、高齢者の買い物などの生活場面の視点から高齢者が地域で暮らし続ける地域づくりについて取り上げ、生活に必要な関係機関との連携や気軽に相談できる仕組みづくりの必要性が課題として明確化されております。

今後も継続して、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるように、住まい、生活支援、医療、介護、予防と言ったケアを一体的に提供するための地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてまいります。

【福祉部 高齢福祉課 相談支援担当 電話番号 81-7163】

日頃より、地域福祉にご協力いただきありがとうございます。

見守り対象となる高齢者が増加傾向にある中で、民生委員・児童委員の活動が求められておりますが、欠員は活動の中で大きな負担となるところです。市といたしましても、欠員を減らすため、候補者の選出を自治会長だけでなく地区社会福祉協議会や青少年育成推進協議会にもご協力いただけるよう、「民生委員・児童委員推薦基準」を令和6年2月に改正いたしました。地域の各団体からも候補者の推薦にご協力いただければ幸いです。併せて民生委員・児童委員の周知も進めてまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

【福祉部 地域福祉課 福祉活動推進担当 電話番号81-7152】

4-⑥	旧小和田消防署跡地の活用について(松浪二丁目自治会)
<p>旧小和田消防署跡地の活用については、11年前から市民集会の席で要望をお願いしています。毎年、市から回答をいただいておりますが、今年度についても同様に、今後の実施状況について、説明をお願いいたします。</p> <p>過去において、松浪中学校の建て替えについて総合的に考えていきたいと回答を得ていますが、中学校の建て替えについても、今後の進捗状況について説明をお願いいたします。</p> <p>合わせて、小和田消防署の跡地裏庭の雑草等の清掃についても、定期的な管理をお願いいたします。</p> <p>毎年同じ質問ですみませんが、確認の為よろしくをお願いいたします。</p>	

【回答】

市の方針といたしましては、令和4年3月に「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」を抜本的に改訂し、今後の公共施設マネジメントの考え方を改め、市有財産の利活用についても「茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針」に基づき、積極的な活用を図ることとしております。

しかしながら、当該地の売却につきましては、自治会や地域の皆様から様々なご意見等をお伺いしていることから、令和6年3月に策定した「公共施設等個別施設計画」において、松浪中学校の再整備の検討状況を踏まえ、有効な利活用方法を総合的に検討していくこととしており、今後も引き続き整備状況を踏まえ検討を行ってまいります。

【経営総務部 資産経営課 資産経営担当 電話番号81-7116】

4-⑦	民生・児童委員の選任について（松浪二丁目自治会）
<p>当自治会では、民生・児童委員が3名の所、1名の欠員があり、過去一年間2名で対応しています。</p> <p>自治会長、民生・児童委員のかたとお願いに回っているがなり手がなく、困っています。市としてなり手の人選に協力をしていただけないか。自治会として人選には限界があり、このままでは制度自体が上手くいかなくなると危惧している。</p>	

【回答】

日頃より地域福祉にご協力いただきありがとうございます。

民生委員・児童委員の選出につきましては、自治会長に候補者の推薦をお願いしているところですが、自治会長への負担感が大きいといったご意見をいただいております。そこで、円滑な候補者選出のために、候補者の年齢上限撤廃を行うとともに、地区民生委員児童委員協議会のみならず、地区社会福祉協議会や青少年推進育成協議会等、地域の各団体にも候補者の選出について、必要に応じて協力することとした内容に民生委員推薦基準を改正いたしました。また、民生委員の活動がわかりづらく、市としてもっと周知してもらいたい、といったご意見を受け、民生委員・児童委員の各地区の活動紹介をホームページに新たに掲載するなど、周知に努めています。

今後につきましても、ご協力をお願いすることとなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【福祉部 地域福祉課 福祉活動推進担当 電話番号:81-7152】

4 地域で対応

5-①	無題（紙の回覧版の廃止）
紙の回覧板をやめてほしいです。紙もはさみづらく劣化も早いです。	

5-②	回覧版のバインダーの改善について
<p>回覧板は市民にとって、日常の地域の情報を知るための有力な手段であると考えます。この制度は隣家から隣家へと回覧していくという日本独特の古くからの Community の良い制度だと思います。しかしながら、現行の回覧板を改めて見てみましょう。回覧板を開くと左側上部にバインダーがあります。旧態依然の形です。このバインダーに各組長さんが各種資料を挟み、回覧する訳です。</p> <p>問題はこのバインダーの位置です。現在の各種資料、学校便り、福祉協会のたより等、殆どが両面印刷の見開きです。これを上に綴じた場合、市民は資料をきついバインダーから取り外し、見てからまたバインダーへ戻す。この作業は誠に面倒くさいものになります。面倒くさい結果、どうするでしょうか。</p> <p>見ないで隣家へ回してしまう」可能性があります。</p> <p>ではどうしたらよいのか。ことは簡単です。バインダーを左項の左側中央の位置へ移動すれば良いのです。こうすれば見開きの資料も全てが簡単に見ることが出来ます。</p> <p>この回覧板は市の直接の制作ではなく、地域の数多くの sponsor からの協力で寄贈されていると記載されています。市の予算ではなく、sponsor に協力載っているため形態の変更はお願いしにくいでしょうか。確かに印刷会社に行ってみれば生産システムの変更になるので出費になるでしょう。しかし、一回だけの変更ですからそのくらいは市で補助できないでしょうか。</p> <p>現行の回覧板の改善を是非お願いしたいと思っております。</p>	

